

『学校いじめ防止基本方針』

和 泉 市 立 槇 尾 学 園
令 和 7 年 4 月 1 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめを、

させない	未然防止を最大の目的とし、「いじめは絶対に許されない」ことを教える
みのがさない	生徒の小さな変化も見逃さず、常にアンテナをはる
ゆるさない	いじめに対しては毅然と指導する

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の**対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成メンバー

校長、副校長、教頭、首席、教務、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、校内教育支援センター担当、スクールカウンセラー、当該教員（学年主任、学年生徒支援担当、担任、養護教諭）

(3) 役割、活動内容

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 「早期発見・事案対応のマニュアル」の策定

4. 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する

和泉市立榎尾学園（前期課程） いじめ防止年間計画（令和7年度）			
	低学年	中学年	高学年
4月	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知
5月	二者懇談での相談窓口の周知 学級内の人間関係作り 学級のルール作り 「縦割り活動」	二者懇談での相談窓口の周知 学級内の人間関係作り 学級のルール作り 「縦割り活動」	二者懇談での相談窓口の周知 学級内の人間関係作り 学級のルール作り 「縦割り活動」
6月	「話し合い活動」 「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく 情報交換	「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく情報 交換	「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく情報 交換
7月	保護者向け啓発活動と相談活動 の実施 期末懇談会での相談活動	保護者向け啓発活動と相談活動の実 施 期末懇談会での相談活動	保護者向け啓発活動と相談活動の実施 期末懇談会での相談活動
8月			
9月	「教育相談」の周知 人権教育講演会	「教育相談」の周知 人権教育講演会	「教育相談」の周知 人権教育講演会
10月	運動会 「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく 情報交換	運動会 生活懇談会での相談活動 「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく情報 交換	運動会 生活懇談会での相談活動 「生活アンケート」 「生活アンケート」に基づく情報 交換
11月	「教育相談」の実施	「教育相談」の実施	「教育相談」の実施
12月	期末懇談会での相談活動	期末懇談会での相談活動	期末懇談会での相談活動
1月			
2月	「話し合い活動」の推進 「生活アンケート」	「話し合い活動」の充実 「生活アンケート」	「話し合い活動」の成果の確認 「生活アンケート」
3月	記録の整理・進級学年への引 継ぎ情報の作成	記録の整理・進級学年への引継ぎ 情報の作成	記録の整理・進級学年への引継ぎ 情報の作成

＊その他、各学年人権にかかわる学習や平和学習を適切な時期に行う。

和泉市立槇尾学園（後期課程） いじめ防止年間計画（令和7年度）				
	7年	8年	9年	職員
4月	学年集会	学年集会	学年集会	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学年懇談会 職員研修（生徒指導）
5月	二者懇談 教育相談前アンケート	二者懇談 教育相談前アンケート	二者懇談 教育相談前アンケート	
6月	社会性測定用尺度アンケート 教育相談月間	社会性測定用尺度アンケート 教育相談月間 職場体験	社会性測定用尺度アンケート 教育相談月間 修学旅行	
7月	三者懇談会	三者懇談会	三者懇談会	いじめ対策委員会 職員研修（生徒理解） 市人教夏季研修
8月				
9月	教育相談前アンケート	教育相談前アンケート	教育相談前アンケート	大人教夏季研修
10月	教育相談月間 文化祭	教育相談月間 文化祭	教育相談月間 保育実習（地域交流） 文化祭	
11月	授業参観 体育大会	授業参観 体育大会	授業参観 体育大会	職員研修 （スクールカウンセラー）
12月	三者懇談会 社会性測定用尺度アンケート	三者懇談会 社会性測定用尺度アンケート	三者懇談会 社会性測定用尺度アンケート	
1月	心の授業 （スクールカウンセラー）	心の授業 （スクールカウンセラー）	心の授業 （スクールカウンセラー）	後期課程進級説明会 第12回せんぼく研
2月	全校集会 社会性測定用尺度アンケート 校外学習	全校集会 社会性測定用尺度アンケート 校外学習	全校集会 社会性測定用尺度アンケート	
3月	三者懇談会	三者懇談会		いじめ対策委員会

※ 毎月11日に挨拶運動を生徒会本部役員および委員会で行う。

※ その他、各学年人権にかかわる学習や平和学習を適切な時期に行う。

5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年間3回（各学期に1回）、検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめの防止

1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止ために、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、基本方針をたて、全教職員で取り組む

2. 体制

いじめ防止に対して「いじめ対策委員会」が中心となるが、情報交換やいじめの早期発見への取り組みとして、以下の組織で日常的に対策を行っていく。

- ① 学年会議（月1～2回）：学年団で情報の共有、指導の統一
- ② 児童生徒支援会議（週1回）：管理職、生徒指導主事、生活指導担当、養護教諭、学年主任および各学年生徒支援担当による情報交換と対応の検討
- ③ スクールカウンセラーとの連絡会（週1回）：情報交換とカウンセラーからのアドバイス
- ④ 職員会議（月1回）：課題のある児童生徒や気になる生徒についての情報交換と事例報告
- ⑤ いじめ対策委員会（学期に1回＋適宜）：現状報告や対応の相談、いじめ防止基本方針の見直し等

3. 防止のための措置

児童生徒全員が「安心・安全」に学校生活を送るために、槇尾学園の教職員みんなで取り組むこと

- ① あいさつをしよう
- ② 具体的にわかる授業を進める
- ③ チャイム着席、授業参加を習慣づける
- ④ 教職員が一体となって、取り組む
- ⑤ 情報交換を密にし、生徒の変化を見逃さず、声かけをする
- ⑥ 児童生徒、全員が「被害者」にも「加害者」になりうるという視点に立つ

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成
- ② 小さな変化を見逃さない。
- ③ 気づいた情報を報告、共有
 - * 変化に気づけば、学年で話題にする
 - * 報告。些細なことでも自分で判断せず学年主任に報告。最終的に教頭に報告
- ④ 情報に基づき速やかに対応する

2. 早期発見のための措置

- ① いじめアンケート・生活アンケートなど
 - ② 教育相談・個人懇談会
 - ③ 保健室・スクールカウンセラーなどからの情報
- ※今まで当たり前、あるいは何気なく行っていたことを、意識的にやり、積極的に活用する。
- ④ 早期発見のためのチェックリストの作成、共有を全職員で実施

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起きている集団

- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする ☐ 教職員の近くにいたがる

●給食時

- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする

●その他

- ☐ 理由もなく成績が突然下がる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 服に靴の跡がついている ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

第4章 いじめに対する対応、考え方

1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼に置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2. いじめを含む問題行動の5つのレベル（■いじめ、◆その他の問題行動）

レベルⅠ	■ことばによるからかい ■無視 ■攻撃的な言動 ◆無断欠席・遅刻 ■反抗的な言動 ■服装・頭髮違反 ◆授業をさぼる ◆学校施設の無許可使用 等
レベルⅡ	■仲間はずれ ■悪口・陰口 ■軽度の暴力 ◆授業妨害 ◆器物破損 等
レベルⅢ	■暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、態様が悪質で被害が大きい） ■暴力（蹴る・叩く・足をかける 等）◆喫煙 ◆著しい授業妨害 等
レベルⅣ	■重い暴力・傷害行為 ■重い脅迫・強要・恐喝行為 ◆窃盗行為 ◆痴漢行為 等
レベルⅤ	■極めて重い暴力（傷害行為・脅迫・恐喝行為 等）◆放火・強制わいせつ・強盗

3. 発見・通報・相談を受けたときの対応

- ① いじめ対策委員会の活用（事象に対し、随時開く）
 - *軽度レベルⅠ …学年対応（必ず複数で対応）
 - *重度レベルⅡ～Ⅴ …学校対応—関係諸機関
- ② 被害児童生徒の聞き取り（複数の教師であたる）
 - ・聞き取ったことを記録する（日時・場所・加害者・被害内容）
 - ・不安を取り除くようにする（スクールカウンセラーの利用も）
- ③ 加害児童生徒の特定と聞き取り（複数の教師であたる）
 - ・聞き取ったことを記録する（かかわった児童生徒の確認・事実の確認）
- ④ まわりで見ていた生徒の聞き取り
- ⑤ 事実確認ができれば、加害児童生徒への指導
 - ・被害児童生徒のくるしさを教え、「いじめ」は絶対ダメだということを指導
- ⑥ 被害児童生徒への謝罪、今後二度とないように約束させる
- ⑦ 被害児童生徒・加害生徒の保護者への連絡（どの段階で連絡するかは教師間の相談の上で）
 - ・重度の場合は呼び出し、相手側への謝罪と二度としないことの確認
- ⑧ まわりの児童生徒への指導 人ごとではなく、自分の問題として捉えさせ「いじめ」は絶対に許されない行為で、なくしていこうという考えを行き渡らせる
- ⑨ 加害児童生徒が認めない場合、いじめ対応委員会で話し合う。
 - ・「いじめ」が深刻な場合は関係諸機関を利用する。
- ⑩ いじめの解消
 - ・いじめに係る行為が止んでいること
（止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続している）
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
（被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する）

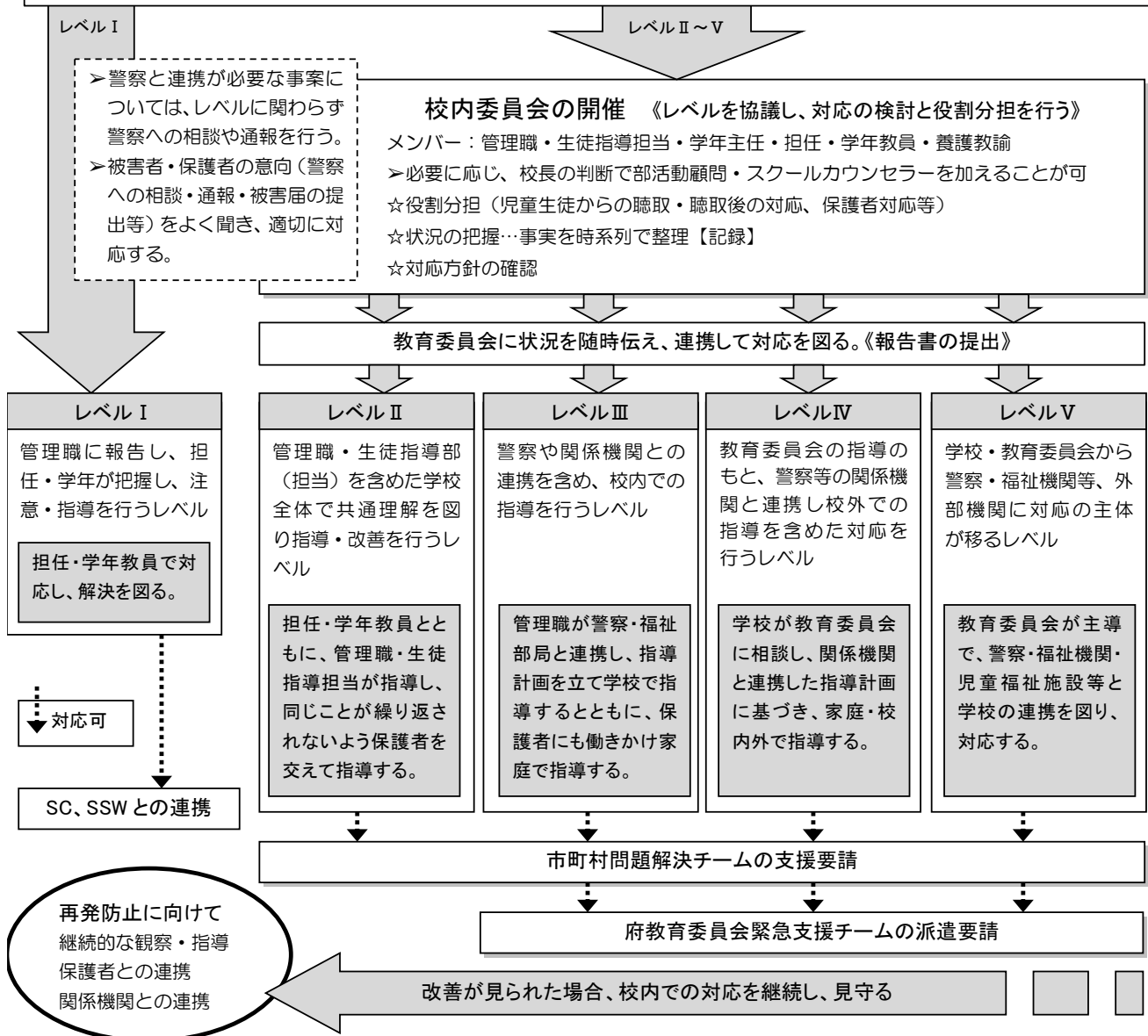
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

4. 具体的な対応について

いじめの事実を確認したり、児童生徒の様子から教職員がいじめを疑う行為を発見したりした場合は、まずその場でその行為を制止すること。児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合は、他の業務に優先して詳細な聞き取りを行い、状況を把握することに努める。その後、速やかにいじめ対策委員会を開き、管理職を含めて情報の共有と組織的な対応に努める。

被害児童生徒への対応

児童生徒の不安や負担も考慮しながら事実関係の聴取を行う。その際、被害児童生徒にも責任があるという考え方があってはならず、「あなたが悪いのではない」事をはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意して、以後の対応を行う。聴取の際には、「いつ・どこで・だれから・どのようなことをされた」という事実を正しく確認することが大切である。

また、聴取だけにとどまらず精神面でのケアを中心に行い、安心して学校生活を送ることができるように見守りを続けていく。

あわせて、被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。必要であればスクールカウンセラー等の相談窓口を紹介し、つないでいく。

被害児童生徒の保護者への対応

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。あわせて、事象が起こるまでの児童生徒の様子や聴取中の様子も伝える。また、保護者の不安や憤りをしっかりと受け止め、再発防止に向けての取り組みや指導の方向性を伝える。引き続き、家庭と学校が協力して被害児童生徒を支援していくことを確認する。

加害児童生徒への対応

加害児童生徒からも事実関係の聴取を行う。児童生徒の様子を見ながら事実を一つずつ確認し、「いつ・どこで・だれが（だれと）・どんな方法で」等の聴取を確実に行う。

いじめを認めた場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。加害児童生徒には反省を促し、保護者への連絡を行う。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

加害児童生徒の保護者への対応

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

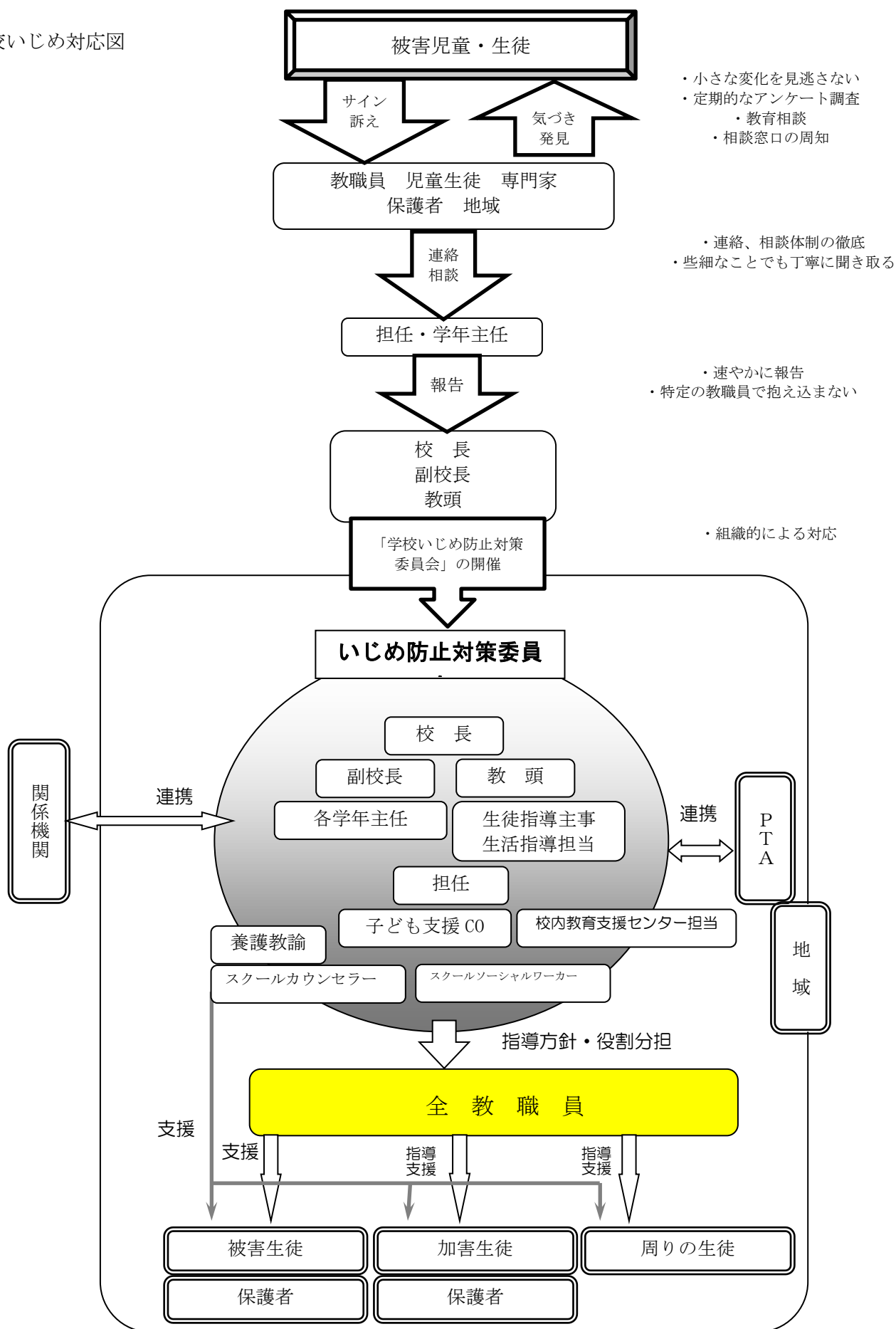
6. いじめが起こった集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきたらせるようにする。

7. ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校いじめ対応図



第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。

*「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含め重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

*児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査を行う。